	次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 ⑴　局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×（複数階局機械室建物建設単価＋複数階局機械室建物災害対策増分単価） ⑵　局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×局舎種別ごと機械室建物建設単価 ⑶　局舎種別が平屋局であって⑵以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×（平屋局機械室建物建設単価＋平屋局機械室建物災害対策増分単価） ⑷　局舎種別がＲＴ―ＢＯＸの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系ＲＴ―ＢＯＸ数×ＲＴ―ＢＯＸ単価
機械室土地	１　局舎種別の選定基準 ⑴　大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。 ⑵　その他の局（ＲＴ―ＢＯＸを除く。）の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。）及び保守コスト（施設保全費及び撤去費用の合計をいう。）の合計を比較し、より安価なものを選択する。 ２　複数階局の機械室土地の設備量の算定 ⑴　局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 ⑵　⑴の機械室土地面積から、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルＩＰ音声系機械室土地面積とする。 ３　平屋局の機械室土地の設備量の算定 ⑴　局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。 ⑵　⑴の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系機械室土地面積とする。 ４　ＲＴ―ＢＯＸの機械室土地の設備量の算定 局ごとに、ＲＴ―ＢＯＸ土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系機械室土地面積とする。 ５　投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと機械室土地投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室土地面積×（固定資産評価額÷土地単価時価補正係数）×土地単価時点補正係数
監視設備（総合監視）	監視設備（総合監視）投資額 ＝ネットワーク設備(注)投資額合計×監視設備（総合監視）対投資額比率 注　ネットワーク設備とは、別表第５第１に規定する設備区分に係る設備及び別表第５第２に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。